令和７年度南和広域医療企業団病院事業会計の資金不足比率の公表について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」は、平成１９年６月２２日に公布され、地方公共団体の健全性に関する比率の公表制度を設け、その比率に応じて、地方公共団体が計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることで、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とするものです。

この地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条によると公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならないとされています。

当企業団では、令和８年８月２５日南和広域医療企業団病院事業経営健全化審査において、南和広域医療企業団監査員による資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類が関係法令に従い適正に作成されているかどうかを主眼として実施した結果、いずれも適正に作成されているものと認められました。

なお、その結果を令和８年１１月４日に開催された南和広域医療企業団議会令和８年第２回定例会において報告し、承認されましたので、下記のとおり公表いたします。

記

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年度法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により資金不足比率を公表します。

資金不足比率

会計の名称	資金不足比率	備考
南和広域医療企業団病院事業会計	－	事業規模　9,603,501千円

項目	金額
１．流動負債	1,472,449 千円
２．令和７年度同意等債で未借入または未発行の額	0 千円
３．建設改良費以外の経費に対する地方債の現在高	0 千円
４．流動資産	4,201,407 千円
５．令和８年度に繰り越される支出の財源充当額	0 千円
６．医業収益	9,603,501 千円
資金不足額	資金不足額なし
資金不足比率	－

※ 令和７年度南和広域医療企業団病院事業会計決算においては、資金不足は発生しません。

よって、資金不足比率は該当ありません。